

第1編 著作権

第1章 著作物

第1節 保護される著作物

第1 総論

著作権による保護の客体は、精神の著作物 (*l'oeuvre de l'esprit*) である (111-1 条)。しかし、法律上、精神の著作物の定義や著作物性の要件を定めた規定は存在しない。法律は、著作物の保護にあたって考慮してはならない消極的要素のみを規定することとどまる (112-1 条)。

実体的要件

- 積極的要件…精神の著作物であること (111-1 条)
- 消極的要素…①種類、②表現形式、③価値、④目的を問わない (112-1 条)

形式的要件…不要

第2 積極的要件…精神の著作物であること

精神の著作物であるためには、講学上、①知的創作物であること、および②創作性 (*l'originalité*) のある③表現形式 (*forme d'expression*) であることが必要であるとされる。

精神の著作物性

- 1 知的創作物であること
 - 自然人の関与があること
 - 創作行為から生じるものであること
- 2 表現形式の創作であること
 - 感得可能性
 - 客観的明瞭認識性
- 3 創作性

★目次★

http://www.tatsumura-law.com/attorneys/tomoko-inaba/column/?page_id=1237